

地方自治法の改正(指定管理者制度)から5年

空間創造研究所代表取締役
草加叔也

■安定性、信頼性、継続性の脆弱化

2003年の地方自治法の改正から、丸5年が経過した。社団法人全国公立文化施設協会が2007年に調査した指定管理者制度の導入状況では、69.2%の施設が指定管理期間を5年以下としている。つまり、指定管理者制度を導入した公立文化施設の約7割が既に2度目以降の指定期間を迎えていることになる。

この5年を振り返ると、残念ながら劇場・音楽堂、美術館・博物館などの文化施設にとっては制度の定着どころか導入に際しての方向性さえ危ぶまれる状況にある。その姿は、方向感覚を失い、薄氷を踏む巨象といった感がある。このように方向感覚を見失うのには原因がある。制度を導入する基礎自治体が、そもそも文化芸術施設の基本方針となる使命を含んだ要求水準を十分に示せていない。そのため多くの場合は、制度を受け入れる側も曖昧なままにそれまでの延長線上で実務を継続している。つまり、制度を導入する側も受け入れる側も不満や疑念を抱きつつこの現実をやり過ごそうとしている感がある。

このことだけでも大きな誤解をはらんでいるが、さらに混乱に拍車をかけているのが「経費の縮減」に傾倒した制度の導入である。もちろん、効率性を否定するものではないが、根拠を持たない経費の縮減要請や市場原理に委ねる制度導入は、公立の文化施設にとって不可分である安定性、信頼性、継続性を極めて脆弱化する結果を招いている。

■「有期限」と「公募」

さらにもう2点この制度を俯瞰する上でその意味を確認しておく必要がある課題を上げておきたい。そのひとつが「有期限」と「公募」ということである。指定管理者の指定が有期限で、その導入手法が公募で行われるということは、一定の指定期間毎に指定管理者はその任を

解かれ、場合によっては全く別の組織が成り代わる可能性があるシステムとなっている。もちろん、マンネリ化からの脱却や効率性の向上が効果として期待できるが、果たして先に示した安定性、信頼性、継続性が保てるだろうか。まして、文化芸術施設の効率性がどのような指標によって判断されているのか。間違っても効率性が入札まがいの指定管理料の高低だけで評価されてはならない。

■「非営利」と「経営」

もうひとつのポイントは、これからの公立の文化施設の運営には「非営利」と「経営」の両立が求められる。そもそも公立の文化施設は指定管理料という公金を投入して運営を行っており、そこで提供される活動、事業、サービスなどは非営利を基本としている。しかも、かつての管理委託制度の時のように定められた予算を寸分たがわず執行することだけを委ねられているわけではない。それぞれの施設が目指す、目的や使命を達成するために必要な活動及び事業を行う、そして必要であればそのための原資となる外部から補助金や助成金を調達する。つまり、基本フレームは非営利でありながらも、経営を行なうという視点が求められるということである。

■文化芸術の成長と蓄積

世界的な長期経済低迷期から混迷期に突入した感がある。文化芸術は中長期的な視点での成長や文化の蓄積を実現する必要がある。しかし、行政システムは、文化芸術の成長速度に比べて極めて短期的な成果や効果を求めたがっている感が伺える。もちろん緊急性があるのは自治体の台所事情への手当てであることは承知の上であるが、あまりにも思慮のない、拙速な対応は混迷期からの脱出には有効でも文化芸術の行く末を根絶やしにする懸念が徐々に高まっている。

『文化経済学』誌等の 著作権の帰属についてのお願い

文化経済学会（日本）では、独立行政法人科学技術振興機構（JST）の支援を受けて、『文化経済学会論文集』（第1号～第3号）、および『文化経済学』（第1巻第1号～第5巻第4号）を電子化し公開する電子アーカイブを計画しております。また、各研究機関においては、所属研究者の論文を収集して公開するリポジトリも進みつつあります。これらによって『文化経済学会論文集』および『文化経済学』掲載論文が広く読まれるようになると、研究成果の社会への還元にも寄与し、また、後世の研究にも資するところが多いと考えられます。

これまで本会では、著作権に関する規定を明確にしておりませんでした。しかし、電子アーカイブを行うにあたっては、著作権が著作権者から文化経済学会（日本）へ譲渡されているか、著作権の行使について著作権者から許諾を受けていることが必要となります。本来は、各著作権者からの譲渡または許諾を得ることが必要ですが、本会が発刊した刊行物に掲載された論文・記事等の著作権者は非常に多く、また連絡先が不明の著作権者も少なくないことから、個別に譲渡または許諾の手続きを行うとすると、その事務量は膨大なものとなります。

そこで理事会としましては、著作権のうちの複製権（著作権法第21条）と公衆送信権（同第23条）の行使に限り、著作権者から本会に委託願うことにいたしました。具体的には、過去に発行された『文化経済学会論文集』および『文化経済学』、および今後発行予定の『文化経済学』に掲載された論文について、次の3項目を適用することをご承認いただきたいということです。

- (1)文化経済学会（日本）は、学術目的のため、該当する論文を複製する権利と公衆送信する権利を有すること。
- (2)文化経済学会（日本）は、学術目的のため、第三者に上記(1)と同様の権利を行使させる権利を有すること。
- (3)上記の行為により収入がある場合は、この収入を本会の運営費用に充てること。

以上3項目につきまして、この会告によってご承認をお願い申し上げます。なお、過去に発行された『文化経済学会論文集』および『文化経済学』所収の論文のうち、上記

の3項目についてご承認いただけないとお申し出があった論文につきましては、アーカイブの対象とはしないことにいたします。ご承認いただけない著作権者または相続権をお持ちの遺族の方は、**2009(平成21)年3月31日まで**に、その旨を文化経済学会（日本）事務局宛にご連絡ください。お申し出のなかった論文につきましては、ご承認いただけたものとして電子アーカイブの作業を進めさせていただきます。また、この会告が全ての著作権者の目に触れることにはならないと思われまますので、本会告を知る機会がなかった等の理由で期限後に該当者からのお申し出があれば、当該論文の公開はそれ以後の適当な時期をもって中止いたします。

なお、今回の複製権と公衆送信権の行使の委託は『文化経済学会論文集』および『文化経済学』を電子公開することが目的であり、著者が研究・教育・普及等の非営利目的のために『文化経済学会論文集』および『文化経済学』掲載論文を複写・引用・転載することは、これまでと同様にできることを申し添えます。

文化経済学会（日本）理事会

秋の講演会 2008 報告 — 仙台 —

2008年度の秋の講演会は、「100万都市の文化創造」と題し、2008年10月26日(日)11:00～17:30に、宮城県仙台市にて開催されました。午前は100周年記念事業として2008年10月にリニューアルオープンした東北大学川内萩ホールの施設見学会と2台のピアノによる試演会、午後はせんだいメディアテークでの創造都市論に関する基調講演と「創造性を支える空間」と題したシンポジウムという2部構成で、行われました。参加者は50名ほどでしたが、せんだいメディアテークは1Fオープンフロアでの開催だったため、通りがかりの人々が立ち止まり、しばらく参加していくという光景もあり、一般の方に知っていただくよい機会になりました。

第1部

全体主旨説明：小野田泰明（東北大学大学院教授）

施設説明：志賀野桂一（東北文化学園大学教授・東北大学特任教授）

ミニコンサート奏者：中川賢一、高橋麻子

第2部

基調講演「創造都市論の再構成」：佐々木雅幸(大阪市立大学教授)
シンポジウム「創造性を支える空間」

パネリスト：衛紀生(可児市文化創造センター館長兼劇場総監督)
／村上タカシ(美術家・宮城教育大学准教授)／西出優子(東北
大学経済学部准教授)

コメンテーター：小林真理(東京大学准教授)

コーディネーター：坂口大洋(東北大学大学院助教)

2009年度研究大会—可児—の概要

可児大会発表者募集に、多数ご応募くださり、有難うござ
いました。スケジュール案ができましたので、ご紹介いた
します。

INFORMATION

◎学会誌「文化経済学」編集委員会より

「文化経済学」は、年2回発行され、年2回の区切りで投稿論
文を受け付けています。

		第7巻1号	第7巻2号
締切	論文エントリー	2009年7月末	2010年1月末
	論文提出	2009年9月末	2010年3月末

<応募&掲載条件>本学会員に限られます。掲載には、査読委
員の審査を経て掲載が妥当と認められること、掲載料をお支
いただくことが条件となっています(2ページ毎に6,000円、た
だし、50部の抜き刷りを配布いたします)。

<応募方法> FAX、e-mail、郵送のいずれかで、下記7点を事務
局までお送りください。

- ①応募日付、②応募者名、③会員番号、④所属、⑤タイトル、
⑥論文要旨(400字程度)、⑦応募者連絡先

<応募にあたっての留意事項>

- ・過去の研究への言及と、従来の研究の流れの中での自己の研
究の位置づけ、または独自性が明確になっていること。
- ・論証や実証に必要な文献・資料の参照が行われていること。
- ・歴史的事実等については、事実が正確であるかどうかの確認
を行っていること。
- ・応募する論文は未公表のものであること、また、他の学術誌

■2009年度研究大会—可児大会—スケジュール案

日	内容
6/11(金)	スタディーツアー
6/12(土)	記念講演
	シンポジウム
	分科会①
6/13(日)	懇親会
	分科会②
	総会
	分科会③

会場：可児市文化創造センター(岐阜県可児市)

アクセス：名古屋駅より1～1.5時間

最寄駅：名鉄「日本ライン今渡」駅 徒歩10分、JR「可児」駅
徒歩30分

等への投稿の予定がないものに限る。

- ・提出方法・原稿の形式などの詳細は、文化経済学会ウェブサ
イトをご参照ください。

<http://www.jace.gr.jp/bosyu.html>

ご寄贈有難うございました。

「文化による都市再生学」山崎茂雄著、アスカ文化出版、2009年
2月<著者寄贈>

「大阪市立大学大学院 創造都市研究科 紀要：創造都市研究第4
巻第1号」大阪市立大学大学院 創造都市研究会 佐々木雅幸発
行、2009年2月<発行者寄贈>



住所・所属変更は、 事務局までお知らせください

(4月初旬に学会誌を発送します。)

春は卒業・就職・異動の季節です。住所(自宅・勤務先)
や所属が変わる方は速やかに事務局までご連絡ください。4
月早々には、学会誌を発送します。ご連絡がないと届かな
い場合がありますので、ご注意ください。